

報道関係者 各位

令和8年9月25日

【照会先】

和歌山労働基準監督署

副 署 長 大島 欣久

◎第二方面主任監督官 森 栄一郎

(電 話) 073 (407) 2200

労働基準法違反容疑で書類送検

～労働者8名に対する賃金不払の疑い～

和歌山労働基準監督署（署長 さいかひでもと 雑賀秀元）は、本日、株式会社クレイシア及び同社代表取締役Aを、労働基準法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者8名に対し、令和7年3月分（令和7年2月21日から同月28日まで）の定期賃金及び割増賃金（合計約24万円）を、所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社クレイシア

所 在 地：和歌山県和歌山市友田町

事業内容：旅館の経営、食材の配達等

（2）代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社クレイシア、被疑者Aともに、労働基準法違反

同法第 24 条第1項（賃金の支払）

同法第 37 条第1項（時間外の割増賃金）

同法第 119 条第1号（罰則）

同法第 120 条第1号（罰則）

被疑者クレイシアに対し

同法第 121 条第1項（両罰）

3 被疑内容

労働基準法では、賃金は、労働者にその全額を支払わなければならないこと、法定労働時間を超えて働かせた場合は割増賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、被疑者株式会社クレイシアの労働者8名に対し、令和7年3月分（令和7年2月21日から同月28日まで）の定期賃金及び割増賃金（合計約24万円）を、所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

株式会社クレイシアは令和8年4月1日付けで破産開始決定を受けています。

5 参考資料

別添1 関係条文

関係条文

●労働基準法〈抄〉

(賃金の支払)

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

〈第2項 略〉

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第37条 使用者が、第33条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

〈第2項以下 略〉

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 1 第3条、・・・(中略)・・・、**第37条**、・・・(中略)・・・、第96条又は第104条第2項の規定に違反した者

〈第2号以下 略〉

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第14条、・・・(中略)・・・、**第23条から第27条まで**、・・・(中略)・・・、第105条(第100条第3項において準用する場合を含む。)又は第106条から第119条までの規定に違反した者

〈第2号以下 略〉

(両罰規定)

第121条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

〈第2項 略〉